

山口県報

令和7年
12月9日
(火曜日)

目 次

○監査公表
監査公表



監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、別冊のとおり同法第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表します。

令和七年十二月九日

ククク
山口県監査委員
正古猶江
司林野本
尚照郁
義己克夫

令和七年十二月九日発行

発行
行人所

山口県知事